

## 平成31年第1回大衡村議会定例会会議録 第3号

---

平成31年3月7日（木曜日） 午前10時開議

---

### 出席議員（11名）

1番 石川 敏	2番 佐藤 貢	3番 早坂 豊弘
4番 佐々木春樹	6番 文屋 裕男	9番 高橋 浩之
10番 遠藤 昌一	11番 山路 澄雄	12番 佐々木金彌
13番 小川ひろみ	14番 細川 運一	

---

### 欠席議員（なし）

---

### 説明のため出席した者の職氏名

村長 萩原 達雄	副村長 斎藤 一郎
教育長 庄子 明宏	総務課長 早坂 勝伸
企画財政課長 佐野 克彦	住民生活課長 早坂紀美江
税務課長 大沼 善昭	健康福祉課長 残間 文広
産業振興課長 斎藤 浩	都市建設課長 後藤 広之
教育学習課長 八巻利栄子	生涯学習担当課長 渡邊 愛
村誌編纂室長 文屋 寛	会計管理者 斎藤 善弘

---

### 事務局出席職員氏名

事務局長 大友 末子 書記 和泉 文雄 書記 高橋 吉輝

---

### 議事日程（第3号）

平成31年3月7日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 9号 平成30年度大衡村一般会計予算の補正について
- 第 3 議案第10号 平成30年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について

- 第 4 議案第 11 号 平成 30 年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正について
- 第 5 議案第 12 号 平成 30 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 6 議案第 13 号 平成 30 年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正について
- 第 7 議案第 14 号 平成 30 年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について
- 第 8 議案第 15 号 平成 30 年度大衡村宅地造成事業特別会計予算の補正について
- 第 9 議案第 16 号 平成 30 年度大衡村水道事業会計予算の補正について
- 第 10 議案第 17 号 平成 31 年度大衡村一般会計予算を定めることについて
- 第 11 議案第 18 号 平成 31 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算を定めることについて
- 第 12 議案第 19 号 平成 31 年度大衡村下水道事業特別会計予算を定めることについて
- 第 13 議案第 20 号 平成 31 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算を定めることについて
- 第 14 議案第 21 号 平成 31 年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算を定めることについて
- 第 15 議案第 22 号 平成 31 年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて
- 第 16 議案第 23 号 平成 31 年度大衡村水道事業会計予算を定めることについて

---

本日の会議に付した事件

議事日程（第 3 号）と同じ

---

午前 10 時 00 分 開 議

議長（細川運一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 10 名であります。遠藤昌一議員、若干遅れるとのご連絡がござります。

定足数に達しますので、これより平成 31 年第 1 回大衡村議会定例会第 3 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

## 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番文屋裕男君、9番高橋浩之君を指名いたします。

---

## 日程第2 議案第9号 平成30年度大衡村一般会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第2、議案第9号、平成30年度大衡村一般会計予算の補正についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） おはようございます。それでは、私のほうから平成30年度大衡村一般会計補正予算についてご説明申し上げたいと思います。

まず最初に、予算書ということで差しかえがあって、差しかえ後の予算書は皆さんのお手元のほうに行かれたかと思いますけれども、その中身でございますけれども、まず27ページをお開き願いたいと思います。正しい予算書で議員の皆様のほうにはお手元のほうに行かれたかと思いますけれども、27ページの28節繰出金608万1,000円の減ですが、この説明のところです。この数字では正しいんですが、前の予算書ではこの部分が違っていました。いわゆる介護のほうが680万1,000円、後期のほうが669万1,000円という数字であらわしておりましたが、今般669万1,000円と11万円、この数字が正しいということでのご理解をお願いしたいと思います。

あとは、30ページでございますけれども、3目の予防費の部分で、説明のほうですが、健康増進事業、予防接種事業、がん検診事業と3事業の分しかございませんでしたが、狂犬病予防事業につきましては財源の入れかえがあったということで、この部分がちょっと抜けておりましたので、この部分について狂犬病予防事業も財源の入れかえがあったということで説明の欄につけ足したということですので、大変申しわけございませんでしたが、このことでご了承お願いしたいと思います。

それでは、議案第9号別紙でご説明申し上げたいと思います。

1ページをお開き願いたいと思います。

平成30年度大衡村一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,054万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億3,600万8,000円とするものでございます。

第2条につきましては、債務負担行為の補正でございます。第2表でご説明申し上げます。

第3条につきましては、地方債の補正でございます。第3表でご説明を申し上げます。

それでは、6ページをお開き願いたいと思います。

第2表といたしまして、債務負担行為の補正でございます。今回、追加が6件、変更が1件ございます。

まず、追加分でございます。

1件目、大衡村長選挙ポスター掲示場設置・撤去業務、期間が平成31年度で、限度額43万2,000円でございます。

2件目、大衡村長選挙ポスター掲示板賃貸借事業、平成31年度で20万円でございます。

3件目、大衡村議会議員一般選挙ポスター掲示場設置・撤去業務、平成31年度で64万8,000円でございます。

4件目、大衡村議会議員一般選挙ポスター掲示板賃貸借事業、平成31年度で55万円でございます。

5件目、狂犬病予防集合注射事業、平成31年度で102万円でございます。

6件目、衛生消毒に係る防疫用殺虫剤購入事業でございまして、平成31年度で62万3,000円でございます。

以上6件を追加するものでございます。

変更分として1件でございます。

平成30年度大衡村中小企業振興資金融資利子補給金、限度額を81万円から126万円に変更するものでございます。

続いて、7ページをごらんいただきたいと思います。

第3表といたしまして、地方債の補正でございます。

道路橋梁整備事業債4,670万円から130万円減額いたしまして4,540万円。

続きまして、辺地対策事業債、1億7,620万円から2,450万円減額いたしまして1億5,170万円。

続きまして、公園整備事業債、2,250万円から130万円減額いたしまして2,120万円。

続いて、公営住宅事業債、7,350万円から350万円増額いたしまして、7,700万円とするものでございます。

続きまして、歳入歳出予算について事項別明細でご説明申し上げます。

10ページをお開き願いたいと思います。まず歳入でございます。

1款 2項 1目 固定資産税3,200万円の減でございます。

4項 1目たばこ税200万円の減でございます。

6款 1項 1目 地方消費税交付金338万2,000円の減、県通知による減でございます。

13款 1項 1目 民生費負担金 1万5,000円の減、説明記載の入所費用徴収金の減でございます。

14款 1項 1目 総務使用料 6万4,000円の減、万葉バス使用料の減でございます。

2目 商工使用料48万2,000円の増、排水管使用料の増でございます。

3目 土木使用料238万4,000円の減、1節 住宅使用料は142万4,000円の減、2節 道水路使用料につきましては24万円の増、4節 定住促進住宅使用料については120万円の減でございます。

4目 教育使用料 2万2,000円の増でございます。平林会館使用料、村民体育館使用料については減額でございます。村民プール、テニスコート、屋内運動場、万葉研修センターの使用料についてはそれぞれ増額でございます。

2項 1目 総務手数料20万円の増で、説明記載の2件分でございます。

2目 衛生手数料427万1,000円の増でございます。1節の清掃手数料につきましては434万4,000円の増で、説明記載の2件分の処分券分でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

2節 衛生手数料 7万3,000円の減、説明記載の2件分の減でございます。

15款 1項 1目 民生費国庫負担金93万2,000円の減でございます。3節 児童福祉費負担金20万8,000円の減、子どものための教育・保育給付費負担金の減でございます。4節 児童手当負担金72万4,000円の減でございます。

2目 衛生費国庫負担金 2万円の減、母子衛生費負担金分でございます。

2項 1目 総務費国庫補助金86万6,000円の減、説明記載3件分の増減でございます。

2目 民生費国庫補助金106万5,000円の減でございます。児童福祉費補助金分で、地域子ども・子育て支援事業分でございます。

4目 土木費国庫補助金1,686万円の減、道路費、公園費、土木費の補助金でございまし

て、社会資本整備総合交付金分でございます。

5目消防費国庫補助金21万円の減でございます。

6目教育費国庫補助金56万円の減、1節小学校費補助金が24万8,000円の減、2節中学校費補助金が8万4,000円の減、いずれも東北防衛局からの防音校舎電気料助成金分でございます。

3節幼稚園費補助金22万8,000円の減、就園奨励費関係の補助金分でございます。

8目再編関連訓練移転等交付金、充当事業の入れかえでございます。

3項1目総務費国庫委託金2万1,000円の増、1節総務管理費委託金2,000円の増でございます。自衛官募集事務委託金分でございます。2節戸籍住民基本台帳委託金1万9,000円の増でございます。

2目民生費国庫委託金4万3,000円の減、年金事務委託金の減でございます。

16款1項1目民生費県負担金326万2,000円の減でございます。4節児童福祉費負担金303万6,000円の減、子どものための教育・保育給付費負担金の減、5節児童手当負担金22万6,000円の減でございます。

2目衛生費県負担金1万円の減でございます。母子衛生費負担金分でございます。

3目農業費県負担金37万4,000円の増、鉱害復旧事業県負担金でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

2項1目総務費県補助金3万3,000円の減、消費者行政強化事業等の補助金分でございます。

2目民生費県補助金32万円の減、1節社会福祉費補助金20万6,000円の増、心身障害者医療費助成事業補助金分でございます。2節児童福祉費補助金52万6,000円の減、説明記載の2件分の補助金の増減でございます。

4目農林水産業費県補助金448万4,000円の減、説明記載4件分の補助金の増減でございます。

5目教育費県補助金36万6,000円の減でございます。

6目振興総合補助金6万6,000円の減、記載3事業分でございます。

7目消防費県補助金10万5,000円の減でございます。

3項3目教育費県委託金19万8,000円の減、1節経由処理交付金7,000円の増、2節緊急カウンセラー等派遣事業委託金20万5,000円の減でございます。

17款1項1目財産貸付収入107万6,000円の増、土地貸付収入分でございます。

2目利子及び配当金2,084万2,000円の増でございます。いずれも基金関係の利子10件相当分になるものでございます。

2項1目不動産売払収入101万4,000円の増、土地売払収入1件分でございます。

2目物品売払収入1万7,000円の増でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

18款1項1目一般寄附金9万9,000円の増、1件分でございます。

2目指定寄附金742万9,000円の増でございます。ふるさと寄附金の増でございます。

19款1項3目宅地造成事業特別会計繰入金249万2,000円の増でございます。

2項1目財政調整基金繰入金4,000万円の減。

2目減債基金繰入金3,000万円の減。

3目地域振興整備基金繰入金5,000万円の減。

4目長寿社会対策基金繰入金150万円の減。

5目人材育成基金繰入金3万2,000円の減。

8目ふるさと基金繰入金219万8,000円の減。

9目東日本大震災復興基金繰入金80万8,000円の減。

11目明神陽水機施設維持管理基金繰入金14万3,000円の減。

12目赤水処理施設維持管理基金繰入金85万3,000円の減。

13目大衡村災害復旧資金貸付基金繰入金が1,700万円の増となるものでございます。

次に、21款1項1目延滞金86万円の増。

4項1目雑入でございます。164万円の増でございます。1節保健衛生費手数料11万5,000円の減、記載3件分でございます。

3節学校給食費納付金159万円の減、記載2件分でございます。

4節雑入334万5,000円の増でございます。次のページをごらんいただきたいと思います。

記載11件分の増減でございます。

22款1項1目土木債2,360万円の減でございます。道路債及び公園債は減、住宅債については増になるものでございます。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出でございます。20ページをお開き願いたいと思います。

なお、全般的に2節給料、3節職員手当、4節共済費については、給料等のベースアップや人事異動に伴う補正でございますので、説明については割愛させていただきますので

よろしくお願いしたいと思います。

1款1項1目議会費10万3,000円の減でございます。9節旅費は費用弁償、11節需用費は印刷製本費の減、13節の委託料については会議録調整に係る業務委託料の増額補正でございます。

2款1項1目一般管理費345万3,000円の減でございます。1節の報酬につきましては区長報酬の増でございまして、人員割、人數割の増によるものでございます。11節の修繕料の増につきましては庁用自動車及びコンピューターに係る修繕料の増額補正でございます。12節の役務費につきましては郵便料の増額補正でございます。8節報償費から18節の備品購入費までは事業終了等による減でございます。

2目文書広報費656万6,000円の減でございます。事業終了、事業精算による減でございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

3目財政管理費330万1,000円の減、13節の委託料につきましては事業終了に伴う減額補正でございます。

4目会計管理費3万の減、18節備品購入費の事業確定に伴う減でございます。

6目企画費270万9,000円の減でございます。事業確定に伴う減額補正が主なものでございますが、19節の負担金につきましてはB5燃料に係る補助金の増額計上、28節繰出金については演習場周辺対策基金の積立金の補正でございまして、万葉すくすくサポート事業の積み増し分でございます。

8目財政調整基金費2,553万9,000円の増でございます。25節といたしまして、記載3件分の基金利子及び償還金分等を積み立てするものでございます。

9目無線放送施設費10万円の増でございます。無線放送修繕工事に係るアンテナ等の取りつけ手数料の増でございます。

10目諸費345万7,000円の減でございます。いずれも事業確定に伴う減でございます。

2項1目税務総務費27万の増、人件費の補正でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

2目賦課徴収費278万7,000円の減、13節委託料につきましては事業確定に伴う減額補正でございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費297万1,000円の減でございます。12節、18節、19節につきましては、事業確定に伴う減額補正でございます。

5項2目指定統計調査費1,000円の増でございます。

6項1目監査委員費1万1,000円の減でございます。

3款1項1目社会福祉総務費144万7,000円の減でございます。記載3事業の減分でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

事業確定に伴う減額補正でございますけれども、13節につきましては高齢者等タクシー利用に係る委託料を実績勘案で減額しているところでございます。28節につきましては、国保会計の繰出金の減でございます。

2目国民年金費94万2,000円の減、人件費の補正でございます。

3目老人福祉費707万8,000円の減でございます。事業確定に伴う補正でございます。なお28節につきましては、介護保険並びに後期高齢者医療特別会計への繰出金の減額補正でございます。

4目障害者福祉費102万7,000円の増でございます。20節扶助費につきましては、自立支援及び心身障害者医療費の増でございます。

5目福祉センター管理費15万6,000円の増でございます。11節の需用費につきましては、電気料の増でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

2項1目児童福祉総務費599万6,000円の減でございます。これにつきましては20節の扶助費、万葉すぐすぐサポート事業に係ります医療費及び子育て支援祝金事業の減額補正でございます。

2目児童措置費109万円の減、児童手当支給に係る扶助費の減でございます。

4目児童館費6万8,000円の減でございます。

5目児童保育費1,818万6,000円の減でございます。13節につきましては、こども園の施設運営委託料の減、19節につきましては記載2件分の補助金の減、23節については国庫補助金の返還金分でございます。

4項1目災害救助費12万4,000円の減、県補助金の返還金分でございます。

4款1項1目保健衛生総務費285万5,000円の減でございます。次のページをお開き願いたいと思います。13節委託料につきましては、事業完了に伴う減額補正でございます。

2目母子保健費441万5,000円の減、いずれも事業確定による減額でございます。

3目予防費10万1,000円の増でございます。予防接種、がん検診委託料の増額補正が主

なものでございます。

4目環境衛生費384万9,000円の減でございます。こちらにつきましても事業確定に伴う補正でございますけれども、28節につきましては戸別合併処理浄化槽会計への繰出金の減額補正でございます。

2項1目清掃総務費、財源の入れかえでございます。

2目塵芥処理費33万7,000円の減、事業完了に伴う減額でございます。

3目上水道施設費1万3,000円の減でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

5款1項1目農業委員会費388万7,000円の減、人件費の補正及び農業委員・農地利用最適化推進委員の報酬の減額、13節委託料につきましては農地情報公開システムに係る減額補正でございます。

2目農業総務費347万4,000円の減、人件費の補正でございます。

3目農業振興費1,025万6,000円の減でございます。事業の確定による減額補正が主でございますけれども、13節の委託料につきましては農林系汚染廃棄物処理業務委託終了に伴う減額、19節の負担金補助及び交付金につきましては各補助金の実績勘案による減額補正でございます。

4目畜産振興費13万9,000円の減、事業確定による減でございます。

5目農地費332万円の減でございます。説明記載3事業分の減になります。次のページをお開き願いたいと思います。人件費の補正及び西沢用排水路、大鮒用排水路整備事業に係る実績見込みによる減額補正をしているものでございます。

2項1目林業振興費169万4,000円の減、実績見込みによる減額補正でございます。

6款1項1目商工総務費11万8,000円の減でございます。実績見込みによる減額でございます。

2目商工振興費19万3,000円の減でございます。19節補助金につきましては、説明記載の補助金の減でございます。

3目配水管管理費14万6,000円の減、13節委託料の減でございます。

7款1項1目土木総務費57万4,000円の減でございます。次のページをお開き願いたいと思います。人件費並びに事業確定に伴う減額補正でございます。

2項1目道路維持費89万5,000円の減、16節の原材料費につきましては交通安全施設に係る原材料費の増、18節備品購入費につきましては道路パロトール車購入に係る請負差額

の減でございます。

2目道路新設改良費4,366万5,000円の減でございます。奥田大森線改良舗装事業につきましては増額補正、大瓜南側線、尾西中山線、尾西2号線、改良舗装事業につきましては実績内で減額補正をしているものでございます。大瓜南側線ほか3補修舗装事業につきましても実績内で減額補正をしているものでございます。

3目橋梁維持費5万円の減でございます。事業確定による減でございます。

3項1目河川総務費41万8,000円の減でございます。これも事業確定による減でございます。

4項1目都市計画総務費72万5,000円の減でございます。人件費の補正でございます。

2目公園費325万6,000円の減でございます。次のページをお開き願いたいと思います。事業完了による減額補正が主なものでございますけれども、8節は牛野ダム清掃の協力金、11節需用費につきましては電気料の増額補正でございます。

3目下水道費3,318万4,000円の減、下水道会計繰出金の補正でございます。

5項1目住宅管理費46万6,000円の減、これも事業確定に伴う補正でございます。

2目定住促進住宅管理費164万4,000円の減でございます。これにつきましても事業確定に伴う補正でございます。

8款1項1目常備消防費228万2,000円の減、黒行政への消防費負担金の精算でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。 2目非常備消防費61万6,000円の減、18節につきましては消防ポンプ自動車購入事業確定に伴う減額補正でございます。

3目消防施設費1万3,000円の減、事業確定に伴う減額でございます。

4目災害対策費122万8,000円の減でございます。事業確定に伴う減額でございます。

5目防災無線費12万3,000円の減、負担金の減でございます。

9款1項1目教育委員会費4万9,000円の減、教育委員1名分の報酬の減額でございます。

2目事務局費274万6,000円の減でございます。事業確定による減額補正が主でございますけれども、11節の需用費につきましては電気料の増額補正、あと18節備品購入費につきましては、新しいいわゆる学校教育課という公印の購入経費を追加計上しているものでございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

2項1目小学校の学校管理費452万4,000円の減、管理費の事業実績見込みによる減額が主なものでございます。18節の備品購入費の減額につきましては、小学校体育館の備品の請負差額分でございます。なお、11節需用費につきましては燃料費と修繕料を追加補正しているものでございます。

2目教育振興費554万9,000円の減、これも同じく事業確定に伴う補正でございます。18節備品購入費の減につきましては、小学校コンピューター購入の請負差額を減額してございます。

3項1目中学校の学校管理費4万3,000円の減でございます。実績見込みによる減でございます。

2目教育振興費156万円の減でございます。これも事業確定に伴う減でございます。

4項1目社会教育総務費68万1,000円の減、これも事業確定に伴う補正でございます。次のページをお開き願いたいと思います。18節の備品購入費につきましては、これも新しい課、いわゆる社会教育課という公印の購入経費を追加補正しているものでございます。

2目公民館費101万1,000円の減でございます。これも事業確定に伴う補正でございます。

3目コミュニティ推進費33万5,000円の減、13節委託料は衡中北集会所設計に係る請負差額を減額しているものでございます。

4目平林会館管理費134万1,000円の減、18節備品購入費の減につきましては平林会館の机、椅子の購入経費の請負差額分でございます。

5目万葉研修センター管理費2万円の増、万葉研修センター巡回に係る賃金を追加補正しているものでございます。

6目美術館管理費98万円の減、事業確定に伴う補正でございます。

5項1目保健体育総務費56万4,000円の減、これにつきましても事業確定に伴う補正でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

2目体育施設管理費32万2,000円の減、事業確定に伴う補正が主なものでございますけれども、7節の賃金、14節使用料、16節原材料費につきましては、屋内運動場の整備に係る各種経費を追加補正しているものでございます。

3目学校給食センター管理費101万円の減、事業完了見込みによる減額補正でございますが、18節の備品購入費につきましては保温食缶購入経費を追加補正しているものでございます。

10款1項1目農林施設災害復旧費10万8,000円の増、19節でございますが嘉太神ダムため池等の災害復旧事業費負担金の計上でございます。

2目大衡村排水処理施設維持管理費1,968万4,000円の増でございます。11節につきましては電気料、28節につきましては赤水基金への繰出金を計上しているものでございます。

3目明神揚水機維持管理費12万6,000円の減でございます。人件費の補正及び事業確定による補正でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

11款1項1目公債費利子元金、財源の入れかえでございます。

2目利子290万円の減でございます。

13款1項1目予備費88万9,000円の増、調整によるものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君）遠藤昌一議員、着席をされております。

これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。早坂豊弘君。

3番（早坂豊弘君）きのうも質問したんですけども、21ページ、文書広報費、村誌編さん事業が補正で455万5,000円ほど減額になっております。その内訳を教えていただきたいと思います。

あともう一つは、農業振興費、これは33ページであります。農地中間管理機構の集積協力金が、これも大幅減額、512万円となっております。その内訳を教えていただければと思います。

それに、もう一つが、農業振興費、農林水産業補助金、これも548万8,000円の大幅減額。この内訳、借りる人がいなかつたのかどうか、その辺もちょっとお尋ねしたいと思います。この3件についてお尋ねします。

議長（細川運一君）総務課長。

総務課長（早坂勝伸君）まず、村誌編さんの関係でございますけれども、21ページでございます。こちらの事業につきましては、4節から8節まで、あと次のページの11節消耗品費、12節手数料、これらの合計で455万5,000円の減となるものでございます。なお、この件につきましては、30年度の当初予算におきまして臨時職員等で対応ということで予算計上しておりましたけれども、今般、職員1名配置で対応してございますので、その分で減額となったものでございます。

議長（細川運一君）産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） 農地中間管理機構の集積協力金の減額の関係でございますが、当初におきましては予算額ベースで1,230万余の予定で新規の集積分を見込んでございましたけれども、実績といたしまして21件の762万6,500円が対象になるということで確定したというものです。その差につきましては、特定受委託等について、新規集積の該当にならないとかそういった異動といいますか確認事項がございまして、そういった結果としてこうなったということでございます。

548万8,000円というお話でしたかね、もう1つの減額というのは。これはその中の大きいのがこの中間管理事業関係ということでございます。よろしいでしょうか。

議長（細川運一君） 早坂豊弘君。

3番（早坂豊弘君） まず一つが、村誌編さんのほうの補助作業員のような形の人を1人入れるというのがかなわなかったということなんですが、当初予算組んだ中でこれだけ大幅減額になると、村誌編さんに与える影響というのも結構大きいんでないかなと思うんですけれども、今後例えば1人でやっていくのか、そしてまた人をふやしていくのか、その辺をまずお聞きしたいと思いますし、あと聞き方が悪かったんだけれども、産直リースハウスから経営所得安定対策の推進事業補助金のほうをちょっとお聞きすればよかったんでしょうけれども、借りる人がいなかつたのかどうか、だからこの辺の大幅な減額になっているのか。

そしてまた、農地中間管理機構、先ほど課長からも説明ありましたけれども、1,332万円を当初考えていたんだけれども21件分しか該当ならなかつたということは、なかなかやっぱり管理機構で引き受けするのが難しかったのかどうか、その辺をお聞きします。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） 人員関係でございますけれども、その件につきましては今後の編さん事業の進展ぐあいを見ながら考えていくということになろうかと思います。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） 中間管理事業関係につきましては、当初のときには大瓜下地区が大きく機構を使った集積ということで計画してございまして、そういったものを最大限で見込んだ数値、予算となってございましたけれども、実際のところ先ほど申ししたような理由によって21件の760万、そのくらいになったということでございます。

産直リース事業とかにつきましては、まるっきりないということではなくて、予算の確保はしてございましたけれども、リースハウス事業は1法人、こういったところが利用さ

れてございます。

あと、認定農業者の研修助成につきましては、研修に参加された方の人数を最大限見てございましたので、実績ということで今回減額をするというものでございます。

あと、加工業務用の野菜の対策事業2万6,000円増という形になっておりますけれども、これはサトノユキのペレットを使う事業を農協とタイアップといいますか共通して行っている事業でございまして、こちらも2法人のほうがサトノユキのペレットを使うということで申請が来ましたので、その分を追加で補正するというものでございます。

あと、経営所得安定対策推進事業の補助金、この20万円の減額分につきまして、これは水田協に対する国からの事務費の部分、これが確定したということで、それに合わせた減額補正ということでございます。

議長（細川運一君） 早坂豊弘君。

3番（早坂豊弘君） 21ページについて、もう一度お話を聞きたいと思います。

きのうもいろいろな答弁の中で、いろいろ勉強しながらやっていくということもありましたけれども、やはり余り減額すると、村誌編さん、6年から7年でつくるという話もきのうの話の中で出てきましたけれども、それもおくれていくんじゃないかなと。やっぱり人員確保してやっていただきたいなと思いますし、余り減額補正ということであれば、なかなか村誌編さんしていくのは難しいんではないかと思いますけれども、その辺について最後の答弁を求めます。

あと、33ページ、農地中間管理機構について、またお尋ねいたします。

いろいろ今、課長から説明あったとおり、大瓜ということなんでしょうけれども、なかなか大衡の場合、きのうもちょっと農業関係で質問させていただいたんですけども、圃場条件が恵まれていないと。農地中間管理機構は、ある程度集積のしやすい場所、そしてまとまっている場所なら引き受けるけれども、そうでない場所はなかなか地元に戻すということは聞いていますけれども、なかなかその辺も頼んで、これから農家人口も減っていくわけですから、やっていただければいいんじゃないかなと思うんですけども、その辺について最後の答弁を求めます。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） 村誌編さんの関係でございますけれども、先ほど申しましたように、30年度の当初予算におきましては臨時職員を採用しましてこの村誌編さんに当たる予定でございましたけれども、その点が正規の職員で対応しているということで、今回減額とな

ったものでございまして、決して村誌編さん事業がおろそかになるということではございませんので、その点はご理解をいただきたいと思っております。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） 農地中間管理事業関係でございますけれども、法律的にはそういった中間管理事業のほうに預けたいということについては、農地バンク、機構のほうで預かって、そこを担い手のほうに渡すという制度でございまして、ただ実際のところにつきましては、その受け手のほうが決まっていないと機構のほうが借り受けをしないというような形をとってございますので、その借り受けする側の育成といいますか、そういうものが必要になってくるということでございます。

また、耕作放棄地関係、そういうものについて、農振の用地については中間管理機構のほうの借り受けをしてほしいというようなそういう意向調査というのも行ってございますけれども、当然耕作放棄地になっているような余り条件がよくなくてつくらなくなっているというところが、そういう耕作放棄地ですね、そういう形になってございますので、そういうところを機構のほうでは借りる人もいないということで、受けられないというようなことでございます。

議長（細川運一君） 質疑ございませんか。石川 敏君。

1番（石川 敏君） 歳入歳出、何点かお伺いいたします。

歳入で村税、固定資産税、今回も減額の補正が提案されました。3,200万円の減額ということで、たしか12月も五千何百万円の減額をしているはずですけれども、またさらに今回追加で3,200万円の減額に至った理由といいますか、要因はどういったことでこういった数字になるものか。そうしますと、当初見込みよりかなり落ちるんじゃないかなと思うんですけどもね。その辺の今後の見通しも含めて伺います。

それから、同じく歳入で寄附金、16ページです。ふるさと寄附金742万9,000円の追加で、合計927万3,000円になるようですが、これは基金に積み立て補正も出ていますけれども、基金の総額残が幾らになるものか、それもお伺いします。

それから、歳入で基金からの繰り出しがあるんですけれども、同じ17ページ、その下のページ。基金からの繰り入れで、こっちは減額です。219万8,000円減額して、64万4,000円。当初の見込みよりもかなりの減額なんですか、減額する理由、充当事業がどの程度成ったのかなという部分だと思うんですけれども、充当した事業の実績といいますか、その見込みはどうなったものか、なるものか、伺います。

あともう1点、歳出で30ページ、環境衛生の低公害車購入補助金44万円の減額ですけれども、これは先月の常任委員会では低公害車と、あと太陽光蓄電池、そちらのほうも予算額より申請額が大分少なかったように思っているんですけども、そちらのほうの補正減額というのはないものかどうか、お伺いします。

議長（細川運一君） 税務課長。

税務課長（大沼善昭君） 固定資産税の補正でございますが、12月に5,700万円ほど減額しております。今回、3,200万円の減額となります。当初やっぱり固定資産税の償却資産の見積もりを少し多目にとっていたことが原因でございまして、今回につきましてですが、復興特区の課税免除の額が確定して3,200万円ほど減額になるということになります。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） まず、16ページの指定寄附金の関係でございます。指定寄附金の部分でございますけれども、この部分については1月末現在までの数字ということでちょっと押さえてございます。ですので、最終的な部分でちょっと専決も出てこようかと思いますけれども、いわゆる1月末までの実績相当分で一応考えているところでございまして、ご存じのとおりいわゆるポータルサイト分と一般個人からの寄附金、合わせて今現在だと850万円ほど、いわゆる大衡村ふるさと寄附金としては2月末現在、その部分ではございます。ですので、3月にもちょっと専決も行うということでのご理解をお願いしたいと思います。

あと、17ページのふるさと基金の繰入金につきましては、当初、3事業を予定してございました。いわゆる着ぐるみの関係と、あとは特定不妊治療、小学校の漢字検定。着ぐるみについては、これは基金のほうも、ふるさと基金の繰入金も減額してございますが、一応こここの部分では特定不妊治療と小学校の漢字検定ということで、充当事業ということで64万4,000円という形で充当しているものでございます。2事業での充当ということでのご理解をお願いしたいと思います。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） 低公害車に対する補助金につきましては、昨年度に引き続き補助申請が低迷している形でございます。それに反しまして、サンサンエネルギーにつきましては、現在38件の申請がありまして好調であるというふうに感じております。やはり、ときわ台南住宅団地に建設された方々の申請も多くあるものと見ております。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

1番（石川 敏君） 村税のほうは理解いたしました。

ふるさと寄附金の繰り入れ219万円の減額で、その対象事業が少なくなったということなんですかけれども、今、不妊治療と、あと小学校の検定の分だということですけれども、実際にどの程度の件数とか支出額になるものか、まずそれを伺います。

あとそれから、太陽光については、そうすると前回の説明よりも、申請がまたあの時点よりもかなりふえてきたからそちらは補正なしということなんですね。わかりました。

じゃあ、寄附金の充当の事業を改めてお尋ねします。

議長（細川運一君） 両方、そっちはいいの、企画は要らないの。わかりました。健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文広君） ふるさと寄附金充当事業であります特定不妊治療事業でございますけれども、当初では4名ほどを見込んでおりましたけれども、現時点ではお2人対象事業ということで、減額をさせていただいてございます。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） 前回の常任委員会の際にご報告させていただきました件より、最終的には、実際予算をオーバーする勢いで申請がありまして、好調であるというふうに感じてございます。

議長（細川運一君） 教育学習課長。

教育学習課長（八巻利栄子君） 漢字検定につきましては、本年度新たに行ったことでござります。5年生の児童を対象に、人数68名で実施いたしました。済みません、金額については今確認しております。申しわけありません。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

1番（石川 敏君） ふるさと寄附金の充当先、充当事業、当初見込んだのよりもかなりの減額で、最終的には実績精算になるんだろうと思うんですけれども、このままではね。当初の充当事業の選定も、きちんとやっぱり検討する必要があるんじゃないかなと思うんですね、こういう結果になるということは。

寄附金、せっかくいろんな方からいただくわけですので、村のため、住民のため、みんなのためになるような、目に見えるような充当事業、よその市町ではかなり工夫してやっていますし、PRもしています。寄附された方に、どういったふうに使われているのか、有効に使われているのか、いたのか、使われたのか、そのような事業選定をして充当先を考えるべきではないのかなと思うんですよね。

次年度以降もいろいろあると思いますけれども、30年度みたいな状況にならないような

事業選定をやっぱり考えるべきだと思うんですけれども、どうでしょうか。

議長（細川運一君）企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君）石川議員おっしゃるとおりだと思います。

ただ、一応昨年からいわゆるふるさと寄附金の当て込み事業ということで募集はかけております。当然、31年度もこういったいわゆる例えば福祉に関する事ですとか、ふるさとの創生に関する事ですとか、あとは福祉関係、そういった部分のいろんな部分で当て込み事業というのできてございますので、そういった部分も当初予算の説明会のときにも説明はしております。どういった事業でもいいので、どういった事業というか、それに当たるような事業をどんどん出してくれというような結果でございましたけれども、平成30年度でいえば3事業であったと。

平成31年度もこれにプラスアルファ、新たな事業もちょっと考えてございますけれども、そういった部分で、本当に石川議員おっしゃったとおり、目に見えるような形で当然事業を、ふるさと寄附金でこういった事業をやりましたという部分をPRしたいというふうにも思ってございますので、そういった部分も含めて使い方については、充当事業ということで、うちのほうでも考えていきたいと思っているところでございます。

議長（細川運一君）山路澄雄君。

11番（山路澄雄君）第3款民生費のうち児童保育費1,818万6,000円の減額補正となっておりますが、主なものは委託料のうちの運営委託料が一番高額なわけでございますが、これらについて詳細なる説明をいただきたいと思います。

議長（細川運一君）健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文広君）5目児童保育費の13節委託料1,494万8,000円の減額の主な理由でございます。事務・業務委託料につきましては36万7,000円の減、こちらは子ども・子育て計画の策定業務の確定による減額でございます。運営委託料の1,458万1,000円の減につきましては、当初、ききょう平保育園、定員40名で見込んでございました。こちらにつきましては、実績といいますか、2月現在で村内の入園者が11名ということでございますので、それらに係る減額でございます。

議長（細川運一君）よろしいですか。遠藤昌一君。

10番（遠藤昌一君）23ページの諸費の中の防犯対策費、この事業内容と、同じく各種団体研修費助成、この団体数をまず教えてください。

議長（細川運一君）総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） まず、防犯対策費でございますけれども、こちらにつきましては工事請負費ということで、防犯灯の新設工事を行ってございます。その工事費確定によりまして、今回減額となったものでございます。

あとは、各種団体研修費助成の関係でございます。こちらは非常勤特別職が、2年に1回になりますけれども、こちら研修を行う際に1人当たり1万3,000円の助成をしているものでございます。30年度につきましては、交通安全指導員の各隊員のほうに助成しているという実績でございます。

議長（細川運一君） 遠藤昌一君。

10番（遠藤昌一君） この防犯対策費の中で、今総務課長から、防犯灯どうのとご説明ありましたけれども、今日まで防犯灯取りつけの要請がありますと年間5件とか10件とかとそういう設定した数で答弁されていますけれども、このくらいの不用を出すんであれば、減額するんであれば、当初からもう満額使って設置してもよかったですけれども、まずその考え方と、この各種団体助成費、交通指導云々も出ましたけれども、やっぱりこれもこのような減額をしないで、やっぱり研修費をどんどん出して、それによって活気とか活力が出ると思うんですけども、またその研修内容も充実してくるんじゃないかと思いますけれども、その考え方をお伺いします。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） まず、防犯対策関係でございますけれども、村のこの工事費を使いまして防犯灯10基新設してございます。なお、平成30年度につきましては、これ以外に東北電力からも10基いただいて、ユアテックに設置していただくことになってございます。したがいまして、平成30年度につきましては合計で20基が新設される予定でございます。

次に、各種団体育成関係の助成でございます。こちらにつきましては、あくまでも2年に1回の研修に際しての、その経費の一部として助成しているものでございます。したがいまして、何というんですかね、1年置きの研修になりますんで、該当する団体と、しない団体が出てきます。そういうことでご理解をいただきたいと思います。

議長（細川運一君） 遠藤昌一君。

10番（遠藤昌一君） 防犯灯の件ですけれども、電力から、その器具に対しては10基とか云々は寄附されますよね、無償で、器具はね。ちなみに、防犯灯1基に対しての工事費というのは、おおむね幾らぐらい経費がかかっているんですか。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） 概算、概数になりますけれども、これは灯具費から設置まで込みで、

1基当たり8万9,000円、消費税込みでこのくらいの金額になろうかと思います。

また、先ほど、電力から寄附というお話をしましたけれども、こちらにつきましては電力とユアテックの両方で、ユアテックでは取りつけですね。そちらのほうまでしてもらったの寄附を受けるということになります。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり） 質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。

再開を11時10分といたします。

午前10時57分 休憩

---

午前11時10分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第3 議案第10号 平成30年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正

について

議長（細川運一君） 日程第3、議案第10号、平成30年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） それでは、議案第10号別紙でご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

平成30年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正についての規定でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ665万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,977万

9,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税79万8,000円の減、こちらにつきましては収入見込みによる減額でございます。

3款1項1目保険給付費等交付金1,666万2,000円の増、1節普通交付金989万4,000円の増、2節特別交付金676万8,000円の増、こちらにつきましては県からの交付見込みによる増額補正でございます。

2目災害臨時特例補助金7,000円の減、こちらは確定によるものでございます。

4款1項1目利子及び配当金2万6,000円の増、実績による増額でございます。

5款1項1目一般会計繰入金73万2,000円の減、事業等の確定によるものでございます。

2項1目財政調整基金繰入金850万1,000円の減、財源が確保されたことによる減額でございます。

次のページをお開き願います。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費58万6,000円の減、人件費の減額でございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費、こちらにつきましては財源の入れかえでございます。

2目一般被保険者療養費22万8,000円の増、3目審査支払手数料10万9,000円の減、2項1目一般被保険者高額療養費884万円の増、これらにつきましては3月支給決定分までの見込みによるものでございます。

続きまして、10ページ、11ページをお開き願います。

4項1目出産育児一時金168万円の減、確定による減額でございます。

5款1項1目保健衛生普及費3万2,000円の減、事業完了によるものでございます。

2項1目特定健康診査等事業費、こちらにつきましては財源の入れかえでございます。

6款1項1目財政調整基金積立金、こちらにつきましても財源入れかえでございます。

9款1項1目予備費1万1,000円の減、こちらは財源調整でございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。佐々木金彌君。

12番（佐々木金彌君） 1点、お伺いします。

国県の補助金というか財源が出ているわけですかけれども、その中で特に9ページに高額療養費というのが800万円ばかりふえているわけなんですね。これらのレセプト点検とかいろんなことをやっていらっしゃる中身については、どういう症状が多く出ているのかという意味でお伺いしたいと思います。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） 被保険者が少ないので傷病名でお答えしますと特定されてしまいますが、実際には大きな傷病による手術の費用、それから事故によるものでございます。それによって高額療養費が高額になってしまったということになります。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

12番（佐々木金彌君） 介護とか後期高齢者とは別に、一般の方でそういうように大きな手術とかが多いというふうに考えていいわけですか。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） 通常の風邪とかそういった傷病と違いまして、被保険者お1人でも大手術になりますと、やはり医療費のほうが上がるようになってしまいます。高額療養費につきましては、なかなか想定できない部分がございまして、過去3年の実績を踏まえて予算の計上はさせていただいているところでございます。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。  
これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第11号 平成30年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第4、議案第11号、平成30年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案第11号別紙でご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

平成30年度大衡村下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正について定めたものでございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ317万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,425万3,000円とするものでございます。

第2条は繰越明許費について定めたものです。第2表でご説明申し上げます。

第3条は地方債の補正について定めたもので、第3表でご説明申し上げます。

続きまして、4ページをお願いいたします。第2表繰越明許費についてです。

1款2項公共下水道建設事業6,021万6,000円です。こちらは、下水道マンホールポンプ場圧送管布設事業について繰り越しするものでございます。

次のページをお願いいたします。第3表地方債の補正についてです。

流域下水道事業債、限度額140万円から50万円を減額し、90万円とするものでございます。

続きまして、内容につきまして事項別明細書でご説明申し上げます。8ページをお願いいたします。

まず歳入について、1款1項1目下水道事業負担金4万6,000円の増です。こちらは糸繰ポンプ場維持管理費負担金の確定に伴うものでございます。

2款1項1目下水道使用料1,727万8,000円の増です。下水道使用水量増加に伴うものとなっております。

2項1目手数料15万3,000円の増です。1節排水設備工事責任技術者登録手数料4万3,000円、2節排水設備指定工事店登録手数料11万円、実績見込みによるものです。

4款1項1目一般会計繰入金3,318万4,000円の減です。歳入歳出調整によるものです。

6款1項1目雑入1万6,000円の増です。下水道公社からの助成金確定に伴うものです。

2目消費税還付金1,301万3,000円の増です。過年度分も含めた還付金額の確定に伴う増額補正になります。

7款1項1目下水道事業債50万円の減です。流域下水道建設負担金確定に伴うものとなっております。

続きまして歳出について、次のページをお願いいたします。

1款1項1目総務管理費129万7,000円の減です。旅費の減額と、19節負担金補助及び交付金267万4,000円の増につきましては、説明記載の中で、特に吉田川流域下水道維持管理

負担金269万5,000円の増額が主なものとなっておりまして、汚水量増加に伴うものとなっております。27節公課費395万4,000円の減は消費税の確定に伴うものです。

2目管渠管理費106万9,000円の減です。11節需用費は電気料の増額、13節委託料125万円の減につきましては事業確定に伴うものとなっております。

2項1目公共下水道建設費35万4,000円の減です。人件費の補正と13節委託料30万円の減と15節工事請負費4万6,000円の減につきましては、マンホールポンプ場圧送管布設事業の事業費見込みによるものとなっております。

2目流域下水道建設費22万2,000円の減につきましては、吉田川流域下水道建設負担金確定に伴うものです。

2款1項2目利子26万円の減につきましては、利子額確定に伴うものです。

3款1項1目予備費2万4,000円は調整によるものとなっております。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。石川 敏君。

1番（石川 敏君） 歳入について、ちょっとお尋ねいたします。

下水道使用料1,727万円ほどの追加になっていますけれども、今の説明では使用量の増によるということですけれども、中身はどういったものでしょうか。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 下水道の使用件数、主なものといたしまして、ときわ台南関係の住宅建築が増加になったことに伴いまして、汚水量増加に伴いまして料金が増額となるものでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

1番（石川 敏君） 今現在の受益戸数というのは、全部で何戸になっているんでしょう。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 手元、1月末現在の件数になりますが、1,101件となっております。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第12号 平成30年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第5、議案第12号、平成30年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文弘君） それでは議案第12号別紙でご説明申し上げます。

平成30年度大衡村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億80万円とするものでございます。

内容につきましては、6ページの事項別明細書でご説明申し上げます。6ページをお開き願います。歳入です。

1款1項1目第1号被保険者保険料、こちらにつきましては65歳到達者などの普通徴収保険料から特別徴収保険料等に切り変わるもので、節間の異動でございます。

3款2項2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）133万7,000円と、3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）69万9,000円、このうち現年度分につきましては内示額に基づく変更申請によるものでございます。

6目その他補助金交付金78万3,000円につきましては、保険者機能強化推進交付金の確定によるものでございます。

4款1項1目地域支援事業交付金274万1,000円、こちらも実績見込みによります変更申請によるものでございます。

5款3項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）87万3,000円と2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）34万9,000円のうち現年度分につきましては、先ほどの国庫と同様、内示額に基づくものでございます。

6款1項1目利子及び配当金1万1,000円につきましては、基金利子でございます。

次のページをお願いいたします。

7款1項2目その他一般会計繰入金782万9,000円の減額でございます。職員給与の繰入

金が3万7,000円の減、2節事務費繰入金が779万2,000円の減額でございます。

3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）80万9,000円の増と、4目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）32万9,000円の増額につきましては、給付見込みによります村の法定負担分となってございます。

8款1項1目介護サービス計画収入40万2,000円の減、こちらにつきましては要支援者のケアプラン料でございます。

次に9ページ、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費2万6,000円の減、こちらは職員1名分の人物費と、12節1万4,000円の手数料につきましては電子請求システムに係る手数料でございます。

3項2目認定審査会共同設置負担金26万5,000円の減につきましては、黒川行政事務組合におきます介護認定審査会の負担金の確定によるものでございます。

次のページ、お願いいいたします。

2款1項1目居宅介護サービス給付費760万円の減額でございます。こちらから6目の地域密着型介護サービス給付費360万円の減額でございますが、利用見込みによります給付見込みを想定しての補正でございます。そのうち2目施設介護サービス給付費1,360万円増額となってございます。こちらにつきましては、介護保険事業計画上、61名の入所者を見込んでおりましたけれども、1月の実績で79名の入所者がございまして、大幅な増額となってございます。

次に、3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費、こちらにつきましては財源の入れかえでございます。

2項1目一般介護予防事業費1万3,000円の減額、職員1名分の人物費でございます。

3項1目総合相談事業費5,000円の増、こちらにつきましても職員1名分の人物費でございます。

4目任意事業費39万3,000円の減額、こちらにつきましては13節委託料19万3,000円の減、こちらは配食サービス、緊急通報システム、短期宿泊事業等の見込みによるものでございます。20節扶助費20万円につきましては、紙おむつの見込みによる減額でございます。

次のページをお願いいたします。

3款3項6目生活支援体制整備事業費1万円の減額、事業終了による減額でございます。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金1万1,000円の増、利子相当分の積み立てでございます。

6款1項2目償還金1万2,000円の増、こちらにつきましては国庫と県の補助金の平成29年度の確定精算によります返還金の補正でございます。

7款1項1目予備費37万9,000円につきましては、財源調整でございます。

14ページ、15ページにつきましては、給与費明細書となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第13号 平成30年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第6、議案第13号、平成30年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案第13号別紙でご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

平成30年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入予算の補正について定めたものでございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ663万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,454万6,000円とするものでございます。

第2条は地方債の補正について定めたものです。第2表でご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

合併処理浄化槽整備事業、限度額560万円から70万円を減額し、490万円とするものでございます。

続きまして、内容につきまして、事項別明細書でご説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

歳入についてです。

1款1項1目合併処理浄化槽分担金39万3,000円の減です。今年度設置基数確定に伴う補正となります。

2款1項1目合併処理浄化槽使用料49万5,000円の増です。見込みによるものとなっております。

3款1項1目循環型社会形成推進交付金332万6,000円の減です。こちらは、設置見込み基数減に伴い補助対象外となったことから減額するものでございます。

4款1項1目一般会計繰入金271万4,000円の減です。歳入歳出調整によるものです。

7款1項1目下水道事業債70万円の減です。事業費確定に伴う補正となります。

続きまして、歳出について、次のページをお願いいたします。

1款1項1目合併処理浄化槽管理費222万5,000円の減です。2節から4節は人件費の補正です。12節役務費35万9,000円の減につきましては、法定検査手数料支出見込みによる補正となっております。13節委託料134万3,000円の減は保守点検料の支出見込みによる補正となっております。19節負担金補助及び交付金6万4,000円の減は、水洗便所改造資金利子補給金確定によるものとなっております。

2目合併処理浄化槽建設費438万6,000円の減です。工事費事業確定によるものとなっております。

2款1項2目利子2万7,000円の減につきましては、確定によるものとなっております。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第14号 平成30年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について  
議長（細川運一君） 日程第7、議案第14号、平成30年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の  
補正についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） それでは、議案第14号別紙でご説明申し上げます。1ページをお開き願います。

平成30年度大衡村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正についてでございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ162万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,506万8,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

歳入からご説明申し上げます。

1款1項1目特別徴収保険料131万6,000円の増、2目普通徴収保険料41万7,000円の増、こちらにつきましては収納見込みによる増額でございます。

3款1項1目事務費繰入金11万円の減、事業確定による減額でございます。

続きまして、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費11万円の減、人件費の減額でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金173万3,000円の増、こちらにつきましては保険料の収納見込みに合わせて増額するものでございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第15号 平成30年度大衡村宅地造成事業特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第8、議案第15号、平成30年度大衡村宅地造成事業特別会計予算の補正についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案書第15号別紙でご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

平成30年度大衡村宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳出予算の補正について定めたものでございます。事項別明細書でご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。歳出についてでございます。

1款1項1目塩浪地区造成事業費19万3,000円の増です。こちらは、7節賃金から23節償還金利子及び割引料、合わせまして229万9,000円の減額は事業完了に伴うものとなっております。28節繰出金249万2,000円の増につきましては、2款の予備費19万3,000円の減額分と合わせた金額で一般会計に繰り出しするものとなっております。

以上簡単ですが、説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第16号 平成30年度大衡村水道事業会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第9、議案第16号、平成30年度大衡村水道事業会計予算の補正について

てを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案第16号別紙でご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

平成30年度大衡村水道事業会計補正予算（第2号）です。

第1条は総則の規定です。平成30年度大衡村水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条は収益的収入及び支出について定めたもので、平成30年度大衡村水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収益的収入及び支出の収入、第1款水道事業収益2億5,203万5,000円に355万5,000円を増額し、2億5,559万円とするものでございます。

支出の第1款水道事業費用2億4,771万3,000円から18万2,000円減額し、2億4,753万1,000円とするものでございます。

続きまして、予算説明書でご説明申し上げます。3ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入について、1款1項1目給水収益250万円の増です。こちらは使用水量の増加に伴う補正となっております。

3目その他営業収益4万2,000円の増です。こちらは住宅建築の増加に伴う設計審査手数料等の増額となっております。

2項1目受取利息及び配当金4万1,000円の増は、利息の確定によるものとなっております。

3目水道加入金97万2,000円の増につきましては、こちらも住宅件数増加に伴う補正となっております。

続きまして支出について。

1款1項1目原水及び浄水費550万円の増です。こちらも使用水量増加に伴う補正となっております。

2目配水及び給水費170万円の減です。7節委託料といたしまして、事業確定に伴う減額補正となっております。

4目総係費450万2,000円の減です。1節から6節は人件費の補正、12節は印刷製本費の

増額となっております。

4項1目予備費52万円の増につきましては、調整によるものとなっております。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第17号 平成31年度大衡村一般会計予算を定めることについて

日程第11 議案第18号 平成31年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算を定めることについて

日程第12 議案第19号 平成31年度大衡村下水道事業特別会計予算を定めることについて

日程第13 議案第20号 平成31年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算を定めることについて

日程第14 議案第21号 平成31年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算を定めることについて

日程第15 議案第22号 平成31年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて

日程第16 議案第23号 平成31年度大衡村水道事業会計予算を定めることについて

議長（細川運一君） ここでお諮りをいたします。日程第10、議案第17号、平成31年度大衡村一般会計予算を定めることについて、日程第11、議案第18号、平成31年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算を定めることについて、日程第12、議案第19号、平成31年度大衡村下水道事業特別会計予算を定めることについて、日程第13、議案第20号、平成31年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算を定めることについて、日程第14、議案第21号、平成31年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算を定めることについて、日程第15、議案第22号、平成31年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて、日程第16、議案第23号、平成31年度大衡村水道事業会計予算を定めることについて、以上の7件は会

議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、日程第10、議案第17号から日程第16、議案第23号までの7件は一括議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

---

議長（細川運一君） 各議案についてそれぞれ説明を求めます。なお、説明は概要、要点についてのみを、簡潔に説明願います。

一般会計を企画財政課長、説明願います。

企画財政課長（佐野克彦君） それでは、平成31年度各種会計予算書によりご説明申し上げます。

1ページをお開き願いたいと思います。

議案第17号、平成31年度大衡村一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の規定でございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ44億7,000万円と定めるものでございます。

第2条につきましては債務負担行為の規定でございます。第2表でご説明申し上げます。

第3条につきましては地方債の規定でございます。第3表でご説明申し上げます。

第4条につきましては一時借入金の規定でございまして、一時借入金の借り入れの最高額は1億円と定めるものでございます。

第5条につきましては歳出予算の流用の規定でございます。

それでは、7ページをお開き願いたいと思います。

第2表、債務負担行為でございます。4件ございます。

まず1件目、平成31年度大衡村中小企業振興資金損失補償料、期間が平成32年度から平成41年度、限度額が170万円でございます。

2件目、平成31年度大衡村中小企業振興資金融資利子補給金、平成32年度から平成39年度までで、限度額126万円でございます。

3件目、平成31年度小規模事業者経営改善資金利子補給金、平成32年度から平成34年度まで、限度額80万円でございます。

4件目、平成31年度万葉のびのび子育て支援事業、平成32年度から平成33年度まで、限度額は記載のとおりでございます。

以上4件を設定するものでございます。

次に8ページをお開き願いたいと思います。第3表、地方債の関係でございます。

道路橋梁整備事業債でございます。限度額が7,450万円、尾西中山線改良舗装事業へ充当するものでございます。

辺地対策事業債1億9,400万円、大瓜南側線の改良舗装事業へ充当するものでございます。

公園整備事業債4,500万円、公園長寿命化等対策事業へ充当するものでございます。

公営住宅整備事業債6,220万円、公営住宅改修事業へ充当するものでございます。

臨時財政対策債につきましては1億3,000万円とするものでございます。

次に9ページ、事項別明細でご説明申し上げます。

歳入でございます。

1款村税13億5,157万5,000円、前年度比7.7%の減でございます。内訳でございますけれども、個人村民税、軽自動車税で増額、法人村民税、固定資産税、たばこ税で減額となっているものでございます。

2款地方譲与税4,756万2,000円。

3款利子割交付金58万9,000円。

4款配当割交付金98万9,000円。

5款株式等譲渡所得割交付金58万8,000円。

6款地方消費税交付金1億7,008万5,000円。

7款ゴルフ場利用税交付金1,275万5,000円。

8款自動車取得税交付金995万円。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金2,450万円。

10款地方特例交付金370万円。

11款地方交付税5億5,600万円、1.8%の減でございます。特別交付税で1,015万2,000円の減としているものでございます。

12款交通安全対策特別交付金100万円。

13款分担金及び負担金119万9,000円。

14款使用料及び手数料9,335万3,000円。

15款国庫支出金6億4,756万6,000円、26.6%の増でございます。児童福祉費負担金、道路費及び公園費補助金の増が主なものでございます。

16款県支出金 2億2,495万6,000円、7.5%の増でございますが、児童福祉費負担金の増が主なものでございます。

17款財産収入5,942万2,000円。

18款寄附金350万1,000円、ふるさと寄附金の増でございます。

19款繰入金 7億1,649万円、37.4%の増となっているものでございます。

20款繰越金1,000万円。

21款諸収入2,851万円。

22款村債 5億570万円、25.4%の増となっているものでございます。

歳入合計につきましては44億7,000万円でございます。

次に10ページ、次のページをお開き願いたいと思います。

歳出でございます。

1款議会費8,596万6,000円。

2款総務費 5億9,617万9,000円、4.9%の増となってございます。コンピューター管理費の増などが主なものでございます。

3款民生費 9億6,456万5,000円、8.3%の増でございます。増の要因といたしましては、各種事業の扶助費などの増が主な増加要因となっているものでございます。

4款衛生費 3億8,872万4,000円、14.5%の増でございます。主な要因といたしましては、黒川行政事務組合ごみ負担金の増、こちらの増が主な要因でございます。

5款農林水産業費 1億3,004万1,000円、28%の減でございます。減の要因といたしましては、30年度実施いたしました農林系汚染廃棄物処理事業に係る委託料の減、あとは振興総合補助金の減、あとは農地中間管理機構、農地集積の補助金等の減が主な要因でございます。

6款商工費 1億3,225万3,000円、0.6%の減でございます。

7款土木費 11億1,530万6,000円、19.7%の増でございます。継続事業といたしまして、大瓜南側線、尾西中山線、及び五反田及び川原住宅改修等の事業がございます。

8款消防費 1億5,291万1,000円、6.1%の減でございます。減の要因といたしましては、消防ポンプ小屋の設置工事やミニバン型消防車の購入経費の減が主なものでございます。また、新たに本年9月に実施される宮城県9.1の総合防災訓練に係る費用も盛り込んでいるものでございます。

9款教育費 4億5,826万3,000円、4.9%の増となってございます。主な要因といたしま

しては、衡中北集会所建設事業が増の主なものでございまして、防衛の9条の調整交付金を充当して事業を実施するものでございます。

10款災害復旧費7,958万5,000円。

11款公債費3億5,260万7,000円。

12款諸支出金1,000円。

13款予備費1,359万9,000円でございます。

歳出合計も歳入と同額44億7,000万円でございます。

予算書飛びまして、115ページから120ページまでは給与費の明細書でございます。ごらんになっていただきたいと思います。121ページから124ページまでは債務負担行為の一覧表でございます。125ページにつきましては地方債関係の調書、それぞれ記載してございますので、後ほどご確認をお願いしたいと思います。

一般会計については以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） 国保、後期高齢会計について、説明願います。住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） それでは、予算書126ページをお開き願います。

平成31年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の規定でございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億690万円と定めるもので、前年度より580万円、1.1%の減でございます。

第2条は一時借入金の規定でございます。借入金の最高額を1,000万円と定めるものでございます。

第3条は歳出予算の流用規定で、人件費の流用について定めるものでございます。

予算の内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、132ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税9,084万円、26.57%の減と大幅な減額でございますが、30年度当初予算の積算時につきましては、制度改正により県から示された仮算定の段階の納付金額に対し、収納率90%を乗じて積算したことによる差額でございます。31年度につきましては、前年度に決定した保険税率をもとに、現年課税分として1節医療給付費分、2節後期高齢者支援金分につきましては世帯数654世帯、被保険者数1,150人、介護納付金分につきましては世帯数295世帯、非保険者数362人で積算しております。

2目退職被保険者等国民健康保険税5万円は、滞納繰越分のみの計上でございます。

次のページをお開き願います。

2款1項1目督促手数料3万円は前年度同額でございます。

3款1項1目保険給付費等交付金3億3,702万9,000円、1節普通交付金3億3,243万8,000円は療養給付費・療養費・高額療養費など保険給付費相当分であります。2節特別交付金459万1,000円は、保険事業や保険者努力支援分に対する交付金でございます。

4款1項1目利子及び配当金19万5,000円、財政調整基金の利子相当分を計上させていただいております。

5款1項1目一般会計繰入金4,170万4,000円、人件費及び事務事業に係る所要費を計上させていただいております。

2項1目財政調整基金繰入金3,000万円、財政の安定化を図る財源調整分でございます。

6款繰越金と、次のページ、135ページをお開きいただきまして、7款諸収入につきましては、前年度と同額で科目設定としての計上でございます。

続きまして136ページ、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費1,021万6,000円、職員1名分の人件費及び事務費として電算処理に係る印刷製本費委託料が主なものでございます。

次のページをお開き願います。

2目連合会負担金50万4,000円、宮城県国保連合会に対する負担金でございます。

2項1目賦課徴収費141万1,000円は、賦課徴収事業に係る納付書等の印刷及び委託料が主で、2目納付奨励費210万4,000円につきましては納税組合等に対する納付奨励事業費でございます。

続きまして、3項1目運営協議会費18万6,000円、村の国保運営協議会の委員に対する報酬並びに費用弁償と、宮城県国保運営協議会連絡会に対する負担金でございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費2億9,383万円、2目一般被保険者療養費267万1,000円、3目審査支払手数料105万円でございますが、過去の実績を踏まえて計上させていただいております。

2項1目一般被保険者高額療養費3,477万7,000円につきましても、過去実績を参考に計上しております。

139、140ページをお開き願います。

2目一般被保険者高額介護合算療養費、3項移送費につきましては科目設定で、4項出

産育児諸費336万2,000円は前年度同額で出産8件分、5項葬祭諸費50万円につきましても前年度同額で10件分を計上いたしております。

3款1項医療給付費8,334万6,000円、2項後期高齢者支援金等分3,399万4,000円、次のページをお開きいただきまして、3項介護納付金分1,168万1,000円につきましては、県より医療費水準や所得水準を考慮し市町村ごとの納付金を決定し、示された額を計上いたしております。

4款1項共同事業拠出金1,000円につきましては、退職者医療制度に係る事務に対し、国保連合会に拠出するものでございます。

5款1項1目保健衛生普及費207万6,000円は、医療費の適正化を図るためレセプト点検員の人事費等や健診結果説明会に係る費用でございます。

2目の疾病予防費16万円につきましては、脳ドック助成事業分になります。

2項1目特定健康診査等事業費851万円、特定健康診査及び特定保健指導に係る費用分でございます。

6款1項1目財政調整基金積立金19万6,000円、財政調整基金利子の積み立てを見込んでいるものでございます。

143、144ページをお開き願います。

7款公債費と8款諸支出金につきましては科目設定でございます。

9款予備費1,555万9,000円、こちらにつきましては財源調整でございます。

145ページから150ページにつきましては給与費明細書でございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

議長（細川運一君）　ここで休憩をいたします。

再開を1時といたします。

午前1時58分　休憩

---

午後　1時00分　再開

議長（細川運一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君）　次に、後期高齢者医療特別会計についてご説明申し上げます。

予算書221ページをお開き願います。

平成31年度大衡村後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の規定でございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,060万円と定めるもので、前年度より200万円、3.8%の減でございます。

第2条は歳出予算の流用規定で、人件費の流用について定めるものでございます。

予算の内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、226ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款1項後期高齢者保険料でございます。1目特別徴収保険料1,841万8,000円で、前年度比7.12%の増でございます。2目普通徴収保険料1,177万8,000円、前年度比0.3%の減でございます。過去の実績をもとに収納を見込んでおります。

2款1項手数料については、前年度同額を計上しております。

3款1項一般会計繰入金2,035万5,000円、うち1目事務費繰入金690万円は人件費を含めた事務費等の繰入分で、2目保険基盤安定繰入金1,345万5,000円につきましては、低所得者などに対する法定軽減分を県が4分の3、村が4分の1の割合で負担し、繰り入れされるものでございます。

次のページをお開き願います。

4款繰越金、5款諸収入につきましては、前年度同額で科目設定でございます。

続きまして、229、230ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費556万8,000円、職員1名分の人件費が主なものでございます。

2項1目徴収費113万9,000円、前年同額の計上でございますが、こちらは納税組合等に対する納税奨励事業及び電算処理に対する経費が主なものでございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金4,361万3,000円、被保険者からの保険料と保険基盤安定負担金を合わせ後期高齢者医療広域連合に納付するものでございます。

3款諸支出金につきましては、前年度同額の計上でございます。

次のページをお開き願います。

4款予備費23万9,000円につきましては、財源調整でございます。

232ページから236ページまでは給与費明細書でございますので、後ほどごらんいただければと存じます。

以上、後期高齢者医療会計のご説明を申し上げました。国保会計とあわせてよろしくお

願いいたします。

議長（細川運一君） 下水道、戸別合併、水道会計について説明願います。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 予算書151ページをお願いいたします。

議案第19号平成31年度大衡村下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の規定でございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億4,230万円とするものでございます。前年度比21.5%の減となっております。

第2条は債務負担行為についての規定でございます。第2表でご説明申し上げます。

第3条は地方債についての規定でございまして、第3表でご説明申し上げます。

第4条は一時借入金についての規定で、一時借入金の借り入れの最高額は2,000万円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用について定めたものでございます。

続きまして、154ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為についてでございます。

平成31年度水洗便所改造資金利子補給金、平成32年度から平成35年度、限度額を15万円とするものでございます。

平成31年度水洗便所改造資金損失補償、平成32年度から平成35年度で、融資総額の1割に相当する金額を上限として損失を補償できるとするものでございます。

続きまして、次のページ第3表、地方債について。

流域下水道事業債の限度額を280万円とするものでございます。

次に事項別明細書でご説明を申し上げます。158ページをお願いいたします。

まず、歳入について。

1款1項1目下水道事業負担金28万2,000円、1節公共下水道費受益者負担金10万2,000円につきましては、滞納繰越分4名分、102万2,820円に対する10%分を見込んでおります。2節維持管理負担金18万円につきましては、糸繩ポンプ場負担金となっております。

2款1項1目下水道使用料9,150万8,000円、前年度比14.2%の増となっております。約1,100件分に係る下水道使用料となっております。

2項1目手数料5万7,000円につきましては、1節排水設備工事責任技術者登録手数料6,000円と2節排水設備指定店登録手数料5万円分となっております。

次のページをお願いいたします。

3款1項1目下水道事業国庫補助金330万円、下水道事業全体計画策定に係る補助金となっておりまして、補助率2分の1となっております。

4款1項1目一般会計繰入金につきましては、1億4,370万円。

5款1項1目繰入金は50万円を計上しております。

6款1項1目雑入15万1,000円につきましては、ふるさと祭り下水道コーナー設置に係る助成金となっております。

2目消費税還付金と2項1目延滞金につきましては、科目設定となっております。

7款1項1目1節流域下水道事業債280万円は、吉田川流域下水道建設負担金分となっております。

続きまして、次のページ、歳出についてでございます。

1款1項1目総務管理費5,241万8,000円につきましては、主なものといたしまして、13節委託料につきましては使用料徴収事務委託、19節負担金補助及び交付金のうちの主なものといたしまして、説明の一番下のところ、吉田川流域下水道維持管理負担金といたしまして4,130万円を計上しております。排水量72万立方メートルを見込んでおります。

2目管渠管理費1,496万7,000円につきましては、下水道管渠72.4キロメートル及びマンホールポンプ場13カ所に係る維持管理経費となっておりまして、主なものといたしまして7節・14節・16節は通常の維持管理経費及び公共ます新設に係る経費となっております。13節委託料797万8,000円につきましてはマンホールポンプ場の清掃点検及び流域下水道の水質検査業務に係る委託料となっております。

2項1目公共下水道建設費1,482万9,000円、前年度比で5,833万4,000円となっております。こちらの主な要因といたしましては、工事請負費の減となっております。2節から4節につきましては職員1名分の人工費、13節委託料660万1,000円につきましては全体計画策定業務に係る委託料となっております。

2目流域下水道建設費285万2,000円につきましては、吉田川流域下水道建設負担金分となっております。

次のページをお願いいたします。

2款1項1目元金1億2,954万3,000円と2目利子2,722万2,000円につきましては、平成30年度末未償還元金13億1,698万8,000円に係る償還元金及び利子になっております。

3款1項1目予備費は46万9,000円となっておりまして、財源調整です。

次のページ以降の給与費明細書につきましては、ごらんいただきたいと思います。

続きまして、202ページ、浄化槽会計についてお願ひいたします。

議案第21号平成31年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の規定でございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,130万円と定めるものでございます。

第2条は債務負担行為の規定についてで、第2表でご説明申し上げます。

第3条は地方債についての規定で、第3表でご説明申し上げます。

第4条は一時借入金についての規定で、一時借入金の借り入れの最高額は1,000万円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用について定めたものでございます。

続きまして205ページ、第2表をお願いいたします。

債務負担行為についてです。

平成31年度合併処理浄化槽設置に伴う水洗便所改造資金利子補給金、期間が平成32年度から平成36年度、限度額を80万円とするものでございます。

平成31年度合併処理浄化槽設置に伴う水洗便所改造資金損失補償金、平成32年度から平成36年度で、融資総額の1割に相当する金額を上限として損失を補償できるとするものでございます。

続きまして、第3表地方債についてです。

合併処理浄化槽整備事業の限度額を610万円とするものでございます。

続きまして、事項別明細書でご説明申し上げます。209ページをお願いいたします。

歳入についてです。

1款1項1目合併処理浄化槽分担金103万円です。浄化槽10基相当分に係る受益者分担金を計上しております。

2款1項1目合併処理浄化槽使用料1,608万3,000円です。375基分に係る使用料を計上しております。

2項1目手数料につきましては、説明記載の科目設定となっております。

次のページをお願いいたします。

3款1項1目循環型社会形成推進交付金358万1,000円は浄化槽新設10基分に係る交付金、補助率3分の1となっております。

4款1項1目一般会計繰入金1,440万円を計上しております。

5款1項1目繰越金10万円。

6款諸収入につきましては、科目設定となっております。

7款1項1目下水道事業債610万円につきましては、浄化槽新設10基分に係る起債となっております。

続きまして次のページ、歳出についてでございます。

1款1項1目合併処理浄化槽管理費2,809万1,000円です。主なものといたしまして、職員1名分の人物費と、11節需用費100万円につきましては浄化槽破損等に係る修繕料となっております。12節役務費264万円につきましては法定検査手数料となっております。13節委託料につきましては2,239万円、浄化槽375基分の清掃・保守点検及びデータ管理委託料となっております。

次に、2目合併処理浄化槽建設費1,074万5,000円、主なものといたしましては、工事請負費といたしまして浄化槽新設10基分に係る工事費となっております。

2款1項1目元金及び2目利子につきましては、平成30年度未償還元金5,844万3,000円に係る償還元金及び利子になっております。

3款1項予備費33万8,000円につきましては、財源調整です。

次ページ以降の給与費明細書につきましては、後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして237ページ、水道会計についてお願ひいたします。

議案第23号平成31年度大衡村水道事業会計予算です。

第1条は総則でございまして、平成31年度大衡村水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

第2条は業務の予定量について定めたもので、給水戸数につきまして1,979戸、前年度比69戸、3.6%の増となっております。年間総給水量75万立方メートル、前年度比1万8,000立方メートルで2.5%増となっております。1日平均給水量は2,054立方メートルです。

第3条は、収益的収入及び支出について定めたもので、収入の第1款水道事業収益及び支出の第1款水道事業費用、それぞれ2億5,241万7,000円とするもので、前年度比2.1%の増となっております。

次のページをお願いいたします。

第4条は資本的収入及び支出について定めたものでございまして、収入の第1款資本的

収入につきましては1,000円、科目設定です。支出、第1款資本的支出につきましては3,221万2,000円とするもので、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,221万1,000円は過年度損益勘定留保資金3,221万1,000円で補填するものとするものでございます。

第5条は一時借入金についての規定で、限度額を5,000万円と定めるものでございます。

続きまして、241ページからの予算実施計画でご説明を申し上げます。

まず、収益的収入及び支出の収入について。

1款1項営業収益2億1,209万7,000円、このうち主なものといたしまして1目給水収益2億1,000万円につきましては前年度比5%増となっております。

2項営業外収益4,031万8,000円のうち、主なものといたしまして2目他会計補助金は739万3,000円、高料金対策補助金等となっております。6目長期前受戻入につきましては2,570万6,000円で固定資産減価償却費見合いを順次収益化しているものでございます。

特別利益につきましては、科目設定となっております。

次のページをお願いいたします。

支出についてです。

1款1項営業費用2億3,001万4,000円のうち、主なものといたしまして1目原水及び浄水費1億3,565万3,000円につきましては県からの受水費となっておりまして、前年度比2%増となっております。

2目配水及び給水費1,804万6,000円につきましては、水道施設の保守点検・修繕等に係る経費となっております。

4目総掛費2,474万4,000円につきましては、職員2名分の人事費及び検針業務、電算システムリース料などが主なものとなっております。

5目減価償却費は5,141万7,000円となっております。

2項営業外費用873万7,000円、こちらは平成30年度末未償還元金2億2,159万7,000円に係る利息等となっております。

3項特別損失につきましては、科目設定となっております。

4項予備費につきましては、1,366万4,000円となっております。

次に、資本的収入及び支出の収入について。

1款1項1目開発負担金につきましては、科目設定です。

支出の1款1項建設改良費1,594万円につきましては、前年度比1,251万1,000円の増と

なっておりまして、こちらの増額の要因といたしましては備考に記載の中央監視装置のリース料と戸口配水池の自家発電設備の更新分となっております。

2項1目企業債償還元金1,627万2,000円につきましては、平成30年度末2億2,159万7,000円に係る償還元金となっております。

なお、以上の詳細につきましては257ページからの予算説明書に記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

また、次ページ以降のキャッシュフロー計算書、給与費明細書、貸借対照表、損益計算書につきましても、後ほどごらんいただければと思います。

以上、都市建設課所管分についてご説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） 介護保険会計について説明願います。健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文広君） それではご説明いたします。

予算書171ページをお開き願います。

議案第20号平成31年度大衡村介護保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の規定で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6億1,000万円と定めるものです。

第2条は債務負担行為の設定に係る規定で、第2表でご説明いたします。

第3条は一時借入金の規定で、一時借入金の借り入れの最高額を2,000万円と定めるものです。

第4条は歳出予算の流用の規定で、人件費の流用に関して定めるものです。

続きまして、174ページをお開き願います。

第2表債務負担行為です。

第8期介護保険事業計画策定業務に係る期間を平成32年度とし、限度額を365万2,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、177ページをお開き願います。

歳入です。

1款1項1目第1号被保険者保険料1億2,429万9,000円、平成30年度から平成32年度までの第7期介護保険事業計画に基づき、65歳以上の第1号被保険者1,625人のうち、所得段階補正後の被保険者数1,648人で算出しておりまして、第7期計画の2年度目となって

おります。

2款1項1目督促手数料は、科目設定です。

3款1項1目介護給付費負担金現年度分9,781万円は、第7期介護保険事業計画に基づく給付費見込み額に法定負担率の施設サービス分15%、その他サービス分20%相当分を算出したものとなっております。

次のページをお願いいたします。

2項1目調整交付金2,871万2,000円は、調整基準給付費見込み額の交付見込率、平成30年度見込率と同率の5.85%を計上しております。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）、4目地域支援事業交付金（包括的支援事業・社会保障充実分）合わせて1,138万7,000円につきましては、対象事業経費に対するそれぞれの法定負担率に基づき計上しております。

4款1項1目介護給付費交付金、2目地域支援事業交付金、合わせて1億5,323万1,000円につきましては、標準給付見込み額に法定負担率27%を掛け計上してございます。

5款1項1目介護給付費負担金7,937万8,000円につきましては、標準給付見込み額に法定負担率の施設サービス分17.5%、その他サービス分12.5%を掛け計上しております。

2項財政安定化基金支出金2,000円につきましては、科目設定でございます。

3項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、次のページをお願いいたします、2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）、3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・社会保障充実分）の県補助金でございますが、合わせて569万4,000円につきましては対象事業経費に対する法定負担率を掛け計上してございます。

6款1項1目利子及び配当金につきましては、介護保険給付費準備基金の利子相当分を計上しております。

7款1項一般会計繰入金1目から6目までの合計1億470万7,000円につきましては、現行の第7期介護保険事業計画に基づく給付費及び事業費の法定負担分、それから職員人件費及び事業費の一般会計からの繰入額を計上しております。

2項1目介護給付費準備基金繰入金は150万円を計上しております。

次のページをお願いいたします。

8款1項1目介護サービス計画収入186万6,000円は、要支援認定者に対する介護予防プ

ランのケアプラン収入を計上しております。

9款繰越金から10款3項1目第三者納付金につきましては科目設定で、2目雑入137万5,000円につきましては介護予防事業に係る参加者負担金37万7,000円と、後期高齢者の参加者割合に基づく後期広域連合からの事業費補助金99万8,000円を計上しております。

次に184ページ、お願ひいたします。

歳出です。

1款1項1目一般管理費879万8,000円、主なものは2節から4節までは職員1名の人工費、13節委託料253万円は第8期介護保険事業計画策定業務委託料となっております。

2項1目賦課徴収費、2目納入奨励費、合わせて100万5,000円ですが、主に納付書等の印刷並びに保険料完納奨励金となっております。

3項1目認定調査等費302万8,000円は、介護認定調査等の経費で年間380件分を計上しております。

2目認定審査会共同設置負担金250万1,000円は、黒川地域行政事務組合の介護認定審査会、年間開催回数122回に係る負担金となっております。

次のページをお願ひいたします。

4項1目運営協議会費4万7,000円、こちらは介護保険運営協議会開催に係る経費で、委員6名の報酬・費用弁償となっております。

2款1項1目居宅介護サービス給付費から、188ページ中ごろの4項特定入所者介護サービス等費までの保険給付費5億4,519万2,000円につきましては、平成30年度からの第7期介護保険事業計画に基づくそれぞれのサービス給付見込み額を計上しております。

188ページ。

3款1項1目介護予防生活支援サービス事業費1,469万7,000円の主なものは、要介護・要支援状態にならないための通所型サービスAのはつらつ塾、通所型サービスCの元気アップ教室などを行う事業委託料の13節347万8,000円と、現行サービス利用に係る国保連支払分の19節負担金1,100万円となっております。

2目介護予防ケアマネジメント事業費383万8,000円、こちらは介護予防システムの保守料及びリース料と介護予防ケアプラン作成委託料となっております。

3目総合事業費精算金は、科目設定です。

2項1目一般介護予防事業費899万9,000円、こちらは保健師1名分の人工費と、次のページお願ひいたします、脳トレ学習教室、いきいきサロン、介護予防リハビリ指導の事業

経費となっております。

3項1目総合事業費857万7,000円、主なものは地域包括支援センター事業に携わる保健師1名の人物費と、7節臨時の保健師賃金となっております。

2目権利擁護事業費347万7,000円、こちらは臨時の社会福祉士の賃金と権利擁護、成年後見制度利用のための支援に充てる経費となっております。

3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費2万7,000円、こちらはケアマネジャーの資質向上に係るケアマネ・ケアスタッフ研修会の経費となっております。

4目任意事業費787万9,000円、主なものとしまして、13節委託料359万8,000円は配食サービス、緊急通報システム、介護者のつどいなどの経費で、20節扶助費413万3,000円は紙おむつ支給事業に係る経費となっております。

次のページをお願いいたします。

6目生活支援体制整備事業費38万9,000円、こちらは今年度に引き続き地域支え合いに係るアドバイザー派遣等の経費となっております。

7目認知症総合支援事業費15万円は、こちらも今年度に引き続く認知症初期集中チームに係る医師等の報酬、報償費となっております。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金1万9,000円は、基金利子相当分となっております。

5款公債費から6款諸支出金につきましては、科目設定です。

次のページをお願いいたします

7款予備費は、財源調整のため131万7,000円としております。

195ページから200ページまでは給与費明細書、201ページは債務負担行為に係る調書となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） お諮りします。ただいま議題となっております平成31年度大衡村各種会計予算7件の議案については、議長を除く全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、審査を付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、平成31年度大衡村各種会計予算7件の議案については、予算審査特別委員会を設置し、審査を付託することに決定をいたしました。

お諮りいたします。ただいま予算審査特別委員会に付託しました7件の議案については、  
会議規則第46条第1項の規定により、来る3月14日まで審査を終了するよう期限をつける  
ことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会の審査は来る3月  
14日まで終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

ここで予算審査特別委員会において、予算審査特別委員長、副委員長を選任していただ  
くため、暫時休憩をいたします。

再開は委員長、副委員長が決定次第開きます。

午後 1時30分 休憩

---

午後 1時40分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会の委員長、副委員長が選任されたので、その結果を報告いたし  
ます。委員長に文屋裕男君、副委員長に早坂豊弘君が選任されました。

ここでお諮りをいたします。予算審査特別委員会並びに議案調査のため、3月8日から  
3月13日までの6日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、3月8日から3月13日までは休会とす  
ることに決定をいたしました。

なお、3月14日の会議は予算審査特別委員会終了後に開会することといたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでございました。

午後 1時42分 散会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

大衡村議會議長

署名議員

署名議員